

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者様  
(岐阜市所管の事業所を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金の  
交付申請書(案)の提出について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月25日付け障第337号「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保支援事業費補助金の事前協議書の提出について」(岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知)にてお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業要請に伴い、家庭において障害福祉サービスの提供が引続き必要となる利用者に対して、事業所が居宅訪問サービス等の代替サービスを行う際に必要となったかかり増し経費に対し、予算の範囲内で、県から事業所へ補助金を直接交付する予定であり、当補助金を要望される事業者様から、事前協議書をご提出いただいたところです。

については、補助金交付要綱の発出に先立ち交付申請書(案)をお示ししますので、当補助金を要望される場合は、下記により交付申請書(案)を提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回ご提出いただきます交付申請書(案)については、円滑な補助金交付を行うため事前に県にて内容の確認を行うものであり、国の交付決定があり次第、補助金交付要綱をお示しし、正式な交付申請書のご提出をお願いいたしますのでご承知おきください。

## 記

### 1 補助事業の概要

○事業名：岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金

○内容：休業要請を受けた障がい児の通所事業所において、障がい児やその家族の日常生活を支えるため、**利用者の居宅を訪問する等の代替サービスを提供した場合に必要なかかり増し経費**を補助

<かかり増し経費の例>

(代替サービスを提供するために、障害福祉サービスを継続することに要した経費)

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業所への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用  
(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

**(事業所が利用人数を制限して代替サービスを提供する際の費用)**

カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用 (リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用 (通信費用は除く。)

**(事業所が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用)**

ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

○対象事業種別：放課後等デイサービス、児童発達支援 (※岐阜市所管の事業所も含む。)

○事業費：補助率 10/10

○補助基準額：放課後等デイサービス 514,000円

(訪問によるサービス提供を行わない場合は257,000円)

児童発達支援 542,000円

(訪問によるサービス提供を行わない場合は271,000円)

医療型児童発達支援 344,000円

(訪問によるサービス提供を行わない場合は172,000円)

**※多機能型事業所の場合、各サービスにおける対象経費を合計し、事業所において実施するいずれかのサービスに係る基準額以内で補助されます。どのサービスの基準額によるかは選択可能です。**

○事業期間：補助金対象事業に係る**事業実施期間は、令和2年4月11日(土)から5月31日(日)まで**とします。

○補助額：補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

**※上記の基準額に関わらず、交付額は県予算額の範囲内の額となりますので、ご了承願います。**

**※なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象となりません。**

## 2 申請書(案)の提出方法等

当補助金を要望される場合は、**令和2年6月26日(金)までに**、下記提出書類を提出先メールアドレスに送付してください。

**【提出書類】**

- ・別紙1 障害福祉サービス等確保事業費補助金事業計画書
- ・別紙2 令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等

確保事業費補助金所要額調（様式1、2、3）

- ・別紙3 令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業収支予算書

※別紙「申請書の作成に係る注意点」をご確認のうえ作成ください。

【提出先メールアドレス】

c11226@pref.gifu.lg.jp

※ファイル名に事業所名を記載ください。

ファイル名例：「〇〇〇〇（⇒頭に事業所名を記載）（確保事業費補助金申請書）」

※補助金を要望しない場合は提出不要です。

### 3 留意事項

- ・事前協議書にて提出いただいた額から増減があっても構いません。
- ・国の実施要綱の制定に伴い、かかりまし経費の例に職業紹介料を追加しました。
- ・補助の上限額は、別添「補助対象経費等について」記載の「各サービス共通」の基準単価と「当該事業所の職員により、利用者の居宅等への訪問によるサービスを行った事業所」の基準単価の合計額となります。ただし、訪問によるサービスを行わなかった場合は、「各サービス共通」の基準単価が補助の上限額となります。
- ・補助金交付後に事業所から県へ提出いただく「実績報告書」の提出時に、補助対象経費の支出根拠となる支払い明細が分かる資料（領収書、給与明細書、伝票等）が必要となりますのでご注意ください。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	山中
電話	058-272-8302（直通）		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		

## 申請書の作成に係る注意点

## ○別紙1 障害福祉サービス等確保事業費補助金事業計画書

- ・複数の事業所について補助金を要望される場合は、ひとつのファイルにまとめて記載してください。
- ・経費欄には費目（需用費、旅費等）を記載してください。  
※経費の例は「別紙3（参考）事業ごとの対象経費と費目の例」を参考にしてください。
- ・内容欄には、何を何の目的で購入・使用したか記載してください。

例)

事業所名	事業種別	経費	内容
やぶた事業所	放課後等デイサービス	需用費	マスク、消毒液を購入し、利用者宅を訪問する際に使用した。

## ○別紙2 令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等 確保事業費補助金所要額調（様式1、2、3）

- ・個票（様式3）、申請額一覧（様式2）、総括表（様式1）の順に作成してください。
- ・着色セルのみ入力してください。  
（水色セル：入力またはクリック、灰色セル：プルダウンから選択）  
※多機能型事業所の場合、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援のうち事業所において実施するいずれかのサービスを選択してください。
- ・複数の事業所について補助金を要望される場合は、個票（様式3）を事業所ごとに作成したうえで、ひとつのExcelファイルに集約（シートを増やして貼り付け）してください。個票（様式3）の集約後、申請額一覧（様式2）、総括表（様式1）の順に作成してください。
- ・作成にあたっては、所要額調の「(はじめにお読みください) 本申請書の使い方」を合わせてご確認ください。

## ○別紙3 令和2年度岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等 確保事業収支予算書

- ・複数の事業所について補助金を要望される場合は、各事業所の収入及び支出を合算し、ひとつのファイルにまとめて記載してください。